

# 市のホームページを リニューアルしました



▲QRコード

## 新ホームページの改善点

### ■探しやすい

サイト内検索や出産、引っ越しなどのライフイベントから探すことができるように「探す、調べるエリア」を設けています。また、分類を見直し、記事を探す操作を少なくしました。

### ■スマートフォンに対応

スマートフォンで見るときは、スマートフォンで見やすい専用の画面が開きます。

### ■災害モードへの切り替え

災害時には、必要な情報を優先的に表示します。

※今後、利用者があらかじめ登録した部門の記事をホームページに掲載した場合、その記事を自動でメール配信する機能を導入する予定です。

http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/

問本庁・秘書課

## 9月19日(敬老の日)・同22日(秋分の日)のごみ収集日を変更します。

対象地区	変更後
<b>燃やせるごみ</b>	
月曜日に収集予定の地区	9月20日(火)
木曜日に収集予定の地区	9月23日(金)
<b>燃やせないごみ</b>	
古川、下町、宮地岳町	9月12日(水)
上川原、川原新町、上町	9月26日(日)
<b>資源物</b>	
志柿町(東瀬戸、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦)、下浦町	9月17日(土)
港町、今釜、今釜新町、本泉、山仁田、亀場町(新田)、楠浦町(新田西、新田中、新田東、舟津1、舟津2、舟津3、舟津4、舟津5、舟津6、今村、釜、錦島、大友尻)	9月29日(木)
<b>燃やせるごみ</b>	
月曜日に収集予定の地区	9月20日(火)
木曜日に収集予定の地区	9月23日(金)
<b>燃やせるごみ</b>	
東地区(楠浦・大浦・須子・赤崎・下津江)	9月20日(火) 9月23日(金)
<b>資源物</b>	
楠浦、下津浦	9月21日(水)
<b>燃やせるごみ</b>	
A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	9月20日(火) 9月23日(金)
<b>資源物</b>	
馬場下、渡ノ浦、平、棒の鎌、馬場上、切越の一部(団地前)、中田、碓石、大宮地	9月29日(木)
<b>燃やせるごみ</b>	
東地区(御領、鬼池)	9月20日(火) 9月23日(金)

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」でご確認ください。

問本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎37861

## 市民ふれあい座談会を開催

市では、市民の皆さんの意見を直接お聞きする“市民ふれあい座談会”を開催します。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

### ◆日程

地区	とき	ところ
五和	10月7日(金)	五和漁村センター
天草	10月11日(火)	下田南地区コミュニティセンター
倉岳	10月18日(火)	倉岳多目的研修集会施設
河浦	10月19日(水)	一町田地区コミュニティセンター
有明	10月21日(金)	有明町民センター大会議室
栖本	10月25日(火)	栖本福祉会館
本渡	11月1日(火)	天草市民センター大会議室
新和	11月9日(水)	新和町民センター大会議室
牛深	11月10日(木)	牛深総合センター4階会議室
御所浦	11月24日(木)	いさな館(御所浦支所2階)
本渡	11月25日(金)	天草市民センター大会議室

※時間は午後7時30分から同9時まで。

問本庁・秘書課

## 障がい福祉 各種手当の申請を!

～特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当～

身体や知的、精神に障がいがある人や、障がいがある子どもを養育している人などに、各種手当を支給します。対象となる人は、申請してください。

	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
	身体・知的・精神などに障がいがある20歳未満の人を監護している父母、または養育者に支給します。	身体・知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に支給します。	身体・知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。
支給対象	次の障がいがある人を養育している人。 ●身体障害者手帳1～3級または4・5級の一部程度の身体障がいがある人。 ●療育手帳A1・A2・B1程度の知的障がいがある人。 ●精神・肝臓・血液などの疾患により日常生活を送ることに支障がある人。 ●身体・知的・精神の障がい重複し、日常生活を送ることに支障がある人。	次のいずれかに該当する人。 ●身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複する人。 ●身体障害者手帳1・2級程度の障がいや療育手帳A1程度の知的障がい、精神障がい重複する人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがあり、食事や排せつ、買い物などが1人ではまったくできない人。	次のいずれかに該当する人。 ●身体障害者手帳1級程度の障がいがある人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがある人。 ●身体または知的(精神)の障がい重複し、常に介護を必要とする状態の人。
支給対象外	●障がい者が福祉施設に入所しているとき。 ●障がい者が障害年金を受給しているとき。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●3カ月以上の長期入院をしている人(見込みの人を含む)。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●障害年金を受給している人。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。
支給額	1級…1人月額51,500円 2級…1人月額34,300円 (いずれも年3回に分けて支給)	月額26,830円 (年4回に分けて支給)	月額14,600円 (年4回に分けて支給)
申請方法	本庁・福祉課または牛深支所・市民生活課、その他の支所・まちづくり推進課に備え付けの認定請求書と所得状況届(特別児童扶養手当の場合は不要)に必要事項を記入し、同課へ提出してください。		
申請に必要なもの	戸籍謄本、住民票謄本、マイナンバーカード(通知カード)、特別児童扶養手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、受給者名義の預貯金通帳、印かん。	住民票謄本(本籍・続柄記載のもの)、マイナンバーカード(通知カード)、特別障害者手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、年金受給者は年金額のわかる書類、本人名義の預貯金通帳、印かん。	住民票謄本(本籍・続柄記載のもの)、マイナンバーカード(通知カード)、障害児福祉手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、本人名義の預貯金通帳、印かん。

問本庁・福祉課(旧天草地域ダム建設事務所) ☎36071